

【別紙1】

日立市スポーツ少年団本部新規結成単位団認定基準

- 1 スポーツ少年団登録規程及びスポーツ少年団登録規程施行細則による。
- 2 上記以外に以下のことについて確認する。
 - (1) 活動場所が確保できているか。
 - (2) 同一種目内での連絡調整ができているか。
 - (3) スポーツ安全保険に加入する。
 - (4) 理事を届け出る。
 - (5) 新規結成を希望する団の代表者は、活動開始年度の前年度3月までに単位団新規結成申請書に指導者名簿を添えて提出をすること。
※指導者名簿の様式は任意。
ただし、各指導者の氏名・住所・電話番号・生年月日など身元が明らかになる項目を記載すること。
また、所有しているスポーツ関係の資格も記載すること。